

平成28年9月5日（月）

（午前10時00分 開会）

【事務局（湯佐課長補佐）】 定刻となりましたので、ただいまから大阪府環境審議会環境総合計画部会を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます大阪府環境農林水産総務課の湯佐と申します。よろしくお願いいたします。

なお、開会に先立ちまして、会場の皆様にご覧がございまして、本日11時より第5回大阪880万人訓練が実施されます。本訓練では、携帯電話やスマートフォンのエリアメール、緊急速報メールが鳴動します。マナーモードでも鳴動しますので、恐れ入りますが、携帯電話やスマートフォンの電源は切ってくださいようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部環境政策監の天下から一言ご挨拶を申し上げます。

【事務局（天下環境政策監）】 おはようございます。大阪府環境政策監の天下でございます。

9月になりましたのに、引き続き暑い、また台風も次々と押し寄せてくるということで、非常に不安定でございますが、石井部会長をはじめ、先生方には早朝からお集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、平素から私どもの環境行政の推進に格別のご理解、ご支援を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

私ども大阪府では、平成23年3月に策定いたしました新環境総合計画に基づきまして、低炭素社会の実現等々、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

本日は平成27年度に講じました施策についてご評価をいただくとともに、次第にも記載しておりますが、重点的な点検・評価ということで、低炭素・省エネルギー社会の構築並びに健康で安心して暮らせる社会の構築、この2点についてご評価をお願いしたいと思っております。

当たり前のことではございますが、大阪府でも最近、PDCAを非常に重視しております、施策をやりっ放し、予算を消化しっ放しということではなしに、しっかりとチェックしていくことに重きを置いております。特にこういう評価の際には、自己点検だけではな

しに、さまざまな各分野のご専門の立場から先生方にしっかりと評価していただくことが重要でございます。

本日は多岐にわたりますが、積極的、忌憚のないご意見を賜りまして、ぜひよろしくお願い申し上げます。

以上、冒頭簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（湯佐課長補佐）】 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております資料でございます。

まず、議事次第といたしましてA4の縦のもの1枚、それから資料1-1としましてA3横のものが1枚、さらに1-2としましてA4縦のものが1枚、1-3としましてA3の左側をとじたものが1セット、資料2としましてA4縦の資料が1枚、資料3-1としましてA3横のものが1枚、資料3-2としましてA3横、左をとじたものが1セット、さらに参考資料1としましてA4縦のもの、参考資料2としましてA4をとじたものが1セット、参考資料3としましては、27年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策として、別どめの大部のものが1つ、それから参考資料4としましてA4横のもの1枚、参考資料5といたしましてA4縦で左をとじたものが1セット、さらに参考資料6としましてA4の左とじのもの1セットでございます。過不足等ございませんでしょうか。

続きまして、本部会の委員でございますが、環境総合計画部会の全ての委員の任期満了に伴い、新たに環境審議会会長から7名の委員が指名されました。委員名簿は次第の裏に記載させていただいております。

なお、大阪府環境審議会条例第6条第4項の規定により、部会長は環境審議会会長が指名することとされており、石井委員が部会長に当たられます。また、部会運営要綱第3(3)により、部会長代理は部会長が指名することとされており、近藤委員がご指名されております。

では、部会長からご紹介させていただきます。大阪府立大学の石井委員でございます。

【石井委員】 石井でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（湯佐課長補佐）】 続いて、五十音順でご紹介させていただきます。

NPO法人インクルージョンプログラムラボラトリーの岩屋委員でございます。

【岩屋委員】 岩屋でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（湯佐課長補佐）】 大阪市立大学の貫上委員でございます。

【貫上委員】 貫上でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（湯佐課長補佐）】 神戸大学の島村委員でございます。

【島村委員】 島村でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（湯佐課長補佐）】 なお、加賀委員、近藤委員、澤村委員はご欠席と承っております。

また、本部会は公開となっております。

本日の審議事項は、(1)としまして、環境の状況及び講じた施策に係る点検・評価について、(2)として、低炭素・省エネルギー社会の構築と健康で安心して暮らせる社会の構築を対象分野とした重点的な点検・評価について、以上2つの審議事項についてご議論いただきたいと思います。

それでは、以後の進行を部会長によりしくお願いいたします。

【石井部会長】 改めまして、皆さん、おはようございます。お集まりいただきありがとうございます。

私もいつの間にかこの部会の最古参になってしましまして、もう5年もたったんだなど改めて思っております。現在、大阪府の環境審議会会長を務めさせていただいております。僭越ですけれども、進行役だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、先ほどご説明がありましたように、審議事項が2件でございます。

それでは、時間もありますので、早速ですけれども審議事項1、環境の状況及び講じた施策に係る点検・評価について審議に入りたいと思います。

なお、この中にある低炭素・省エネルギー社会の構築、それから健康で安心して暮らせる社会の構築の2分野でございますけれども、審議事項の2、重点分野の点検・評価で詳しく議論させていただきたいと思っておりますので、この審議事項1の部分では説明は一通りさせていただきますが、審議は重点分野を除く分野について行いたいと思っております。

それでは、まず事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（池田主査）】 環境農林水産総務課の池田と申します。座ってご説明させていただきます。

それでは、審議事項1の環境の状況及び講じた施策に係る点検・評価について、資料1-1から説明させていただきます。

それでは、資料1-1の2015年度おおさかの環境の状況（概要）について、各分野で代表的な環境の指標の最新のデータを取りまとめておりますので、こちらをご説明させていただければと思います。

まず、大気データといたしまして、二酸化窒素（NO₂）、PM2.5の状況をお示しさせていただきます。

NO₂につきましては、長期的には低下傾向にございまして、昨年度は全ての測定局で基準達成いたしました。PM2.5につきましては、55の測定局のうち19局達成という状況でございますが、年平均濃度につきましては緩やかな改善傾向で推移しております。

その下の水質関係でございますが、河川のBODの環境保全目標達成率の推移のグラフを示しております。おおむね改善傾向にございまして、昨年度の達成状況は96.3%となっております。また、海域のCODの状況につきましても、長期的には横ばいの状況にございます。

その下の騒音関係につきましては、環境保全目標達成率の推移のグラフをお示ししておりますが、改善傾向にございます。

その下、化学物質の関係でございますが、左側、法に基づく報告を受けたダイオキシン類の排出量の推移のグラフでございますが、制度開始後、大きく低下した後、近年は横ばいの傾向となっております。右側、法に基づく化学物質の届け出の排出量の推移のグラフでございますが、長期的な低下傾向の中でございます。

右側に行きまして、地球温暖化・ヒートアイランド関係の状況でございます。まず、温室効果ガス排出量の推移のグラフをお示ししております。最新の値が2014年度となっておりますが、排出量がCO₂の換算で5,705万トンでございまして、基準年度の2005年度に比べまして、1.8%の増加となっております。

右側、太陽光の発電導入量の推移のグラフをお示ししております。増加の傾向をたどっておりまして、昨年度の導入量は76.1万キロワットとなっております。

一番下、廃棄物の減量化・リサイクル関係のグラフを2つお示ししております。左側が一般廃棄物の状況、右側が産業廃棄物の状況でございます。排出量や最終処分量の状況につきましては、いずれも減少傾向になっております。

簡単ではありますが、資料1-1で大阪の環境の状況をご説明させていただきました。

続きまして、資料1-2以降で、平成27年度に環境に関して講じた施策についてご説明に入りたいと思うのですが、その前に、まず大阪府の新環境総合計画とその進行管理の

方法についてご説明をさせていただければと思います。

少し飛びまして、参考資料2でおつけさせていただいております大阪21世紀の新環境総合計画、A4横向きの冊子でございます。こちらが現在の大阪府の新環境総合計画の本文となっております。2ページ目、計画の枠組みと全体構成というページをごらんいただければと思います。

大阪府では、「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」の実現に向けまして、2020年度までの10年間の計画を平成23年に策定しております。この環境総合計画では、右側の図でございます、府民の参加・行動をベースにして、低炭素・省エネルギー社会の構築、資源循環型社会の構築、全てのいのちが共生する社会の構築、健康で安心して暮らせる社会の構築、そして魅力と活力のある快適な地域づくり、この5つの分野に分けまして、それぞれの施策事業を推進していくこととしております。

そして、3ページ以降に、各分野の目標であり将来像、施策の方向、工程表などを掲載しており、これらに基づいて推進していくことにしております。

18ページをごらんください。計画の効果的な推進と書いていますが、こちらで本総合計画の進行管理について記載しておりますので、説明させていただきます。

本計画では、毎年度のサイクルと複数年度のサイクルの2つでPDCAを回すこととしております。右側の図でご説明させていただきますと、外側の円が毎年度のサイクルとなっております。まずプランのところ、翌年度講じようとする施策の議会報告から始まりまして、その右下、施策の推進、事業の実施を経まして、左下に前年度の環境の状況と講じた施策を議会報告、また自己評価して環境白書で公表ということでチェックいたします。

本部会はこの自己評価を委員の皆様にご点検いただき、評価をいただくものでございます。そして、施策の見直しというところでアクションとつながり、PDCAを回していきます。

この毎年度サイクルに加えまして、内側の円が複数年ごとのサイクルとなっております。三、四年ごとにコストと得られた効果の検証を行います。本部会で施策評価をいただくとともに、府民からの意見を募集いたしまして、施策の見直しへとつなげていきます。

次回の点検・評価は来年度を予定しております。この複数年ごとの点検・評価を来年度実施する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

本計画の内容につきましては、必要に応じ適宜見直しを実施しているところでございますが、7ページの資源循環型社会の構築の分野をごらんください。直近の改正といたしま

して、この分野の一部見直しを実施しております。

今年の6月に本分野の実行計画でございます循環型社会推進計画の改定を行いましたが、今年3月に開催いたしました第53回環境審議会におきまして、循環型社会推進計画の改定に当たっては、環境総合計画との整合性を確保すべきとのご意見を踏まえまして、6月の改定に合わせて、事務局で環境総合計画の改定を行いました。

具体的には、左上の目標のところの下線部でございますが、資源循環型社会の構築の分野における2020年度の目標値を、一般廃棄物につきましては、リサイクル等の推進により、「最終処分量を32万トン以下とする」といたしまして、産業廃棄物につきましては、「最終処分量を37万トン以下とする」という形で見直しを行っております。

以上が環境総合計画の進行管理とその本文のご説明でございます。

また、参考資料3でございます。委員の机上にご配付させていただいております、ちょっと分厚い資料でございますが、先ほどの計画の進行管理の中でご説明いたしました府議会への報告については、この報告書の形で行うこととなります。本日いただきましたご意見を反映いたしまして提出する流れとなりますので、現時点では案ということでイメージをつけていただくため、参考までにお示しさせていただいております。

続きまして、参考資料4でございます。A4の1枚物をつけております。こちらは新環境総合計画の目標と進捗状況の一覧を掲載しております。左端のそれぞれの目標に対して、最新の状況欄に現在の進捗状況を記載しております。これらアウトカムの結果によります施策事業の点検・評価は、来年度の複数年サイクルの点検・評価の中で行っていただければと思っておりますので、今年度は参考として配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-2と1-3によりまして、昨年度実施いたしました各施策事業の内容、そして点検・評価の内容についてご説明したいと思います。

先に資料1-3の様式のご説明をさせていただきたいと思っております。資料1-3をごらんください。

この点検・評価シートが、毎年度行う施策事業の点検・評価の結果ということになります。このシートは、事業の目的や規模などから、先ほどご説明しました5つの各分野を代表するものをピックアップいたしまして、左から分野ごとのナンバー、施策事業の名称、事業が前年度から継続しているかどうかの継続性、根拠法令等、目的、内容、決算額、あらかじめ立てておりました取組指標、実績、そして星を4段階で評価しております。上の

※印にございます、星4が想定以上の進捗だった、星3が想定どおり、星2が想定以下で特に改善を要しない程度、星1つが想定以下で、かつ要改善という4段階評価している結果でございます。

これらの3つにつきましては、上段が今回実施しました平成27年度の点検・評価、下段が前回実施しました平成26年度の点検・評価結果を掲載させていただいております。

さらに右には、自己点検・評価の内容、そして改善策や今後の方向性をまとめまして、さらに右の欄には、これまで実施しました当部会でいただきました主な意見を掲載しております。

なお、平成26年度の点検・評価結果、下段が斜線になっている事業がございますが、これは昨年度、点検・評価シートに記載のなかった事業でございまして、新規のもので点検・評価しなかったものもあるのですが、継続事業で点検・評価をしなかったというものもございます。また、決算額がバーのものもございますが、こちらは予算がゼロでやっている事業もございますが、例えば施策事業の範囲が広くて明確でないものもございますので、そういったもので決算額が記載できないものも含めております。

それでは、資料1-2に戻っていただきまして、この資料1-3のまとめについてご説明したいと思っております。

上の方に、簡単ですが今回の点検・評価結果の分布を示しております。

点検・評価につきましては、4段階評価で実施しております。参考までに、前回、前々回の点検・評価結果を表の右側に示しております。平成27年につきましては、星3の想定どおりの事業が70事業中58となりまして、割合は83%、年々増加している傾向になります。

続きまして、2番目、下の方ですけれども、進捗（星マーク）の増減等のあった施策事業についてピックアップいたしました。それぞれ星が、(1)の増となった施策事業が2つ、そして減少した事業が7つ、昨年に引き続き星2のままの事業が2つございます。それぞれについて詳しい説明を資料1-3を用いてご説明させていただければと思います。

資料がいろいろ飛びまして恐縮ですが、資料1-3の6ページ、2-2-2、再生品普及促進事業からご説明させていただければと思います。

こちらは昨年度から1つ星が増えたということで、星3から星4という自己評価をさせていただいております。理由につきましては、昨年度、より質の高いリサイクルを推進するために、なにわエコ良品ネクストという制度を導入いたしまして、制度を改正いたしま

して、さらなる認定製品の利用促進の取り組みを行ったということで自己評価を星4という状況にしております。

続きまして、11ページの2-4-1-1をごらんください。大気汚染防止の事業所規制で、各法・条例に基づいて、事業所の規制、立ち入り等を行うという施策事業の項目でございますが、平成26年度の星2から昨年度は星3という自己評価をしております。平成26年度はこの項目に含まれないんですが、アスベストの対応を強化したなどもございまして、立入検査の数の目標が少し達成できなかったという状況がございまして、平成26年度は星2としておりましたが、昨年度は計画を見直したこともございまして、想定どおりの立入検査ができたということで星3という自己評価をしております。

以上2つが増加した事業でございます。

続きまして、減少となった施策事業をご説明させていただきます。

まず、1ページ目の1-1、環境情報の発信についてでございます。

こちらは「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」などを通じて環境情報の発信をしていくという施策事業の項目でございますが、こちらは年間アクセス件数20万件という取組指標にしております。平成27年度は約16万件という状況でございます。パーセントで示しますと78%という状況でございまして、想定を下回ったことから星2と評価しております。大阪府全体のホームページのアクセス件数も減少しているんですが、このような状況になりましたので、今後もっとわかりやすいホームページの作成など、効果的にアクセス件数を増やしたり、環境情報の発信をしていくように取り組みを検討していきたいと考えております。

次に、3ページ目、2-1-4、建築物の環境配慮制度の推進でございます。こちらは星4が星3となっております。平成26年度は条例改正に伴いまして、説明会やマニュアル改正等も行ったということで、プラスアルファの取り組みを行ったということで星4としておりましたが、昨年度は計画どおりに事業を実施できたということで、星3と自己評価しております。

続きまして、4ページ目でございます。2-1-6、府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業でございます。平成26年度は、さらにその前年度の3施設に比べて6施設と倍増したことなどもありまして、星4という自己評価をしておりましたが、昨年度は4施設の実施ということで想定どおりということで、星3という自己評価をしております。

続きまして、9ページ目、2-3-2でございます。生物多様性保全のための普及啓発推進支援の項目でございます。生物多様性ホットスポットなどを紹介するリーフレットを作成しまして、配布して普及啓発を実施していくという事業でございますが、平成26年度はプログラム冊子の作成のほか、ホームページで公開し、普及に努めたなどのことございまして、星4としていたところですが、昨年度は研修の実施など、想定どおり実施できたということで、星3としております。

続きまして、飛びまして12ページの2-4-1-2でございます。自動車NO_x・PM総量削減計画の推進の項目でございます。府の立てた総量削減計画に基づきまして、関係機関とともにエコカーの普及推進等を実施していくという項目でございます。こちらは平成26年度は全監視測定局でNO₂、SPMが環境基準を達成できたんですが、昨年度は堺市の自動車排ガス局1局で達成ができず、全局は達成できなかったということで、星2という自己評価をしております。引き続き関係機関と連携しまして、全局達成に向けて自動車環境対策を推進していきたいと考えております。

次に、13ページでございます。府有施設吹付アスベスト対策事業、2-4-1-6でございます。こちらは府有施設につきまして、吹付アスベストの対策事業、除去工事等を実施していくという項目でございますが、平成26年度につきましては、想定以上の工事が実施できたということで、星4としておりますが、平成27年度につきましては、もともと取組指標は7施設を実施したいということでございましたが、アスベストが入っていなかった1施設を除きまして、想定どおり6施設を実施できたということで、星3で評価しております。

次に、1つ下、2-4-1-7のアスベスト飛散防止対策等の推進及び石綿健康被害救済促進事業についてでございます。アスベストの工事等、条例等に基づきまして規制したり立入検査をしたりという項目でございます。平成26年度につきましては、「みんなで防止！！ 石綿飛散」推進会議等、事業者や団体と連携しての取り組みは強化できたということで、星4と自己評価しておりましたが、平成27年度につきましては、想定どおりの立入検査等を実施できたということで、星3という自己評価をしております。

続きまして、星2のままの事業、2つございます。ご説明させていただきます。

少し戻りまして6ページ、2-2-1、循環型社会推進計画の推進でございます。先ほどちょっとご説明しました大阪府で立てております循環型社会推進計画に基づきまして、各施策を総合的に実施する内容としております。平成27年度、26年度もそうですが、

立てておりました一般廃棄物、産業廃棄物の排出量等の目標値が達成できなかったということでございまして、2年連続で星2と自己評価しております。

なお、こちらは冒頭ご説明いたしましたが、循環型社会推進計画を6月に改定いたしまして、これまでの計画と大きく異なります点として、それぞれの計画の目標に加えまして、成果を実感できる指標を新たに設定しております。資料が飛びまして恐縮です、参考資料5にその内容を少し掲載しております。

参考資料5につきましては、大阪府循環型社会推進計画の目標及び指標についてということで、上段はそれぞれ一般廃棄物、産業廃棄物の排出量等の数値目標でございますが、下の方に成果を実感できる指標ということで、例えば1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみの排出量であったり、それぞれ6項目をプラスアルファで成果を実感できる指標ということで設定しております。こちらは次年度以降、点検・評価シートの中で循環型社会推進計画の推進に係る取り組み欄にこの指標を掲載いたしまして、環境総合計画の循環型社会の構築に向けた進捗管理にも活用いただきたいと考えております。

最後、戻りまして資料1-3の18ページの3-1、「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進の項目でございます。こちらは平成26年度に続きまして、星2のままとなっております。これはグリーンストリート支援事業という柱の施策がございます。この項目自体は都市緑化等を目的としました幅広い項目としておるんですけれども、その中の1つ、グリーンストリート支援事業でございますが、平成26年度に引き続きまして、4カ所実施したいという目標があったんですが、1カ所しか実施できなかった状況が続きましたため、星2のままと評価しております。

本事業につきましては、今年度につきましても同様に公募を始めたところでございますが、2年連続で続いているという状況もございますので、今年度は各農と緑の総合事務所や連携企業の協力のもと、さらなる営業をかけまして、実施箇所数を増やして、また、それ以外の顕彰制度等もあわせまして、都市緑化を推進していきたいと考えております。

そのほか、説明を省略させていただきます全70の事業につきまして、このように点検・評価シートの中で評価を実施しておりますので、今回あわせてご審議いただきまして、ご意見等をいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

【石井部会長】 ご説明、どうもありがとうございました。

点検・評価シートのそれぞれの自己点検・評価、課題欄、あるいは改善策・今後の方向

性、このあたりを中心にご意見をいただければと思います。とはいいますがものの、私以外は初めての委員も多いので、最初にご説明があったような、この部会のミッションとか、それからこの様式の見方なんかも含めてご質問いただいてもいいのかなと思います。かなりこの部会、先ほど言いましたように私は古株なので、そもそもこれをつくるのに結構苦労しまして、資料1-3のような形で最近は落ちついております。私も関わったので、ちょっと手前みそっぽいんですけど、わかりやすくなっているんじゃないかと思います。特に星をつくったところがわかりやすくなっているのかなと思います。ここの部分の右側にあります自己点検・評価、課題の欄、それから改善策・今後の方向性、このあたりを特に見ていただいて、ご意見を賜ればと考えております。

委員の先生方はそれぞれご専門をお持ちなんですけど、ご専門の分野はもちろんですけれども、さらに高所大所からご意見をいただければと思っております。ということで忌憚のないご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

【貫上委員】 それでは、幾つか教えていただきたいことがありまして質問させていただきますが、まずは星の評価というのは、星3つであれば、特に想定、予定どおりなので、これは評価としてまずまずというか、いいということですね。星4つになると、それ以上に頑張っているということなので、資料1-2で進捗の増減という形でまとめていただいていますけど、特に減になったもの、4から3になったもの、これは例えばマニュアルをつくったとか、大きな事業が既に前年度でやっておいたら、通常どおりの想定をしておれば3になっても、これは特に構わないという評価でよろしいんですね。

【事務局（池田主査）】 おっしゃるとおり、星4が通常より頑張ったということでございますので、星3に戻ったということは、こちらとしては特に問題ないと。

【貫上委員】 そうですね。そうすると、問題といいますか気をつけないといけないのは、星2に落ちるとか、3が2に落ちるとか、あるいは2が3に上がったというところの説明責任をちゃんと果たせることが大事だということでしょうか。

【事務局（池田主査）】 はい。

【貫上委員】 そうしますと、順番にいかせていただきますと、例えば（1）の2-4-1-1の星2が3になったというものは、11ページの2-4-1-1で、平成26年度から比べると星1つ増えたということなんですけど、私はよく理解できなかったのが、真ん中あたりの実績の欄であるとか、自己点検・評価のところの数値的なものが出ていますが、これは星3つになって達成したということなんですけれども、27年度と26年度の

実績の数字を見ると、そのものの数字は特に大きな。逆に少し、例えば立入検査の実施の回数は26年度は延べ964回で、27年度は961回とほとんど一緒ですよね。これであとは1,300カ所に対してということであれば、割合でお示しするとか。今のこの数字だけを拝見すると、2が3になったという根拠はちょっとわかりづらいというのが1点。

【事務局（池田主査）】　こちら、おっしゃるとおり、立ち入りの件数自体はあまり変わらない状況なんですけれども、1つ左の取組指標欄ですが、もともと目標というか指標としておったのが、平成26年度は1,400事業所に年1回以上立ち入りを実施すると。平成27年度につきましては、1,300の事業所のうち700事業所に立入検査を実施するというので、目標値というか取組値が下がっておりまして、平成26年度はこのような取組指標を立てて以降にアスベストの強化の取り組み等もありまして、こちらの方に手が回らなかったというのが正直なところなんですけれども。

【貫上委員】　なるほど。この表だけですと、それぞれの年度で、ある意味では26年度と27年度では目標値が変わっているわけですね。

【事務局（池田主査）】　そうです。

【貫上委員】　そうすると、その目標値に対してこうだということが、すぐには読み取れないので、少しどうかという気が若干いたしました。

同じような形で、下の（2）の上から5つ目、星3が2に下がったところでございますけれども、それは次のページ、12ページの2-4-1-2ですが、これもちょっとわかりにくくて。26年度と27年度の評価はそれぞれ星3と星2なんですけど、自己点検のところ、すぐに理解できないんですが、2014年度とか2015年度のデータで評価されているというのは、これはどういうことなんでしょうかね。例えば平成26年度という。これでいいのか、私が勘違いしていました。申しわけないです。結構です。

その次、（3）の2がそのままだというのは、これは6ページの2-2-1で星マーク2つがそのままだというのが、これもちょっとすぐに。少し説明をいただいたのが聞き漏らしたりしたんですけれども、計画、目標値に対してどうだというのがちょっとすぐに読み取れないんですが。自己点検・評価、課題というところを見ると、最後の段の下から6行目でしょうか、その前、「推進しました」というのがあって、今後の課題というのが書いているだけで、なぜ2つの評価なのかが、すぐにこれで読み取れないんですが。

【事務局（池田主査）】　自己点検・評価、課題欄には星2とした理由というのは書いていないですね。

【貫上委員】 ですよ。循環型社会計画の方にもちょっと関与した者ですので、少しこの辺がどうなのかなと気になったようなことなんです。

【事務局（池田主査）】 星2とした大きな理由は、それぞれ掲げていた数値目標が達成できなかったというようなところがございます。

【貫上委員】 取組指標というところと実績を比較すればいいんでしょうか。

【事務局（池田主査）】 厳密に言いますと、前計画の目標は2015年度の目標でして、今の最新の値は2014年度の値でございますので、少し年度がずれておりますが、そのまま線を引いて、2015年度の推計値と比較したとしても、ちょっと達成できないだろうということで、前回の計画全般の取り組みについても星2だったというような評価をしております。

【貫上委員】 具体的には、一廃は2015年度で305万トンに削減するということですが、実績では2014年度で318万トンと、そういうことですね。

【事務局（池田主査）】 はい、そうです。

【貫上委員】 産廃の方も49万、排出量はクリアしているんですか。1,565万トンが1,518万トンですから、クリアしているんですね。最終処分量もクリアしていると。産廃の方はオーケーだということですか。一廃はクリアしていないということですか。

【事務局（池田主査）】 参考資料5に詳細のデータをおつけしております。参考資料5を1枚めくっていただきますと、推進計画の本編を別添としてつけております。その推進計画本編の8ページ目でございますが、一番後ろのページを1枚めくった内側の一番下の欄に、前計画の目標達成状況という小さい表がございます。それぞれ一般廃棄物、産業廃棄物の平成27年度の目標値が書いてありまして、それぞれ実績排出量と再生利用量、再生利用率、最終処分量がございます。例えば一般廃棄物で言いますと、排出量は282に対して318で、達成できなかったということで、再生利用量、再生利用率、最終処分量も一般廃棄物は達成できなかったということでございます。

【貫上委員】 わかりました。この資料1-3のままでは、ちょっとその辺がすぐにはわかりづらいなという感じがいたしました。

以上です。

【石井部会長】 貫上委員の今の質疑でおわかりだと思いますけど、目標があって、それに対してどうかということなので、その辺を見ていただいてということですね。

貫上委員からは少しわかりにくいということなので、その辺は、自己点検・評価、課題

のところあたりでしょうか、なぜ星が2なのかというのがわかるように書いた方がいいのかなと私も思いました。ありがとうございます。

担当部局の方、何か今について補足等ございますか。よかったらこの際ですから、お願いします。

【事務局（竹中補佐）】 資源循環課の竹中です。確かに実績とか数字につきましては、目標に達していなかったというようなところなんですけれども、今回新たな計画によりまして、それぞれの市町村の取り組みをPRしながら、大阪府のホームページにそれぞれの頑張っているところをしっかりとPRしていきたいと。それによりまして、各市町村さんがやっているところをさらに頑張ってくださいという部分と、ほかの市町村さんがこれをまねして、いいよねと思うような取り組みを実施していただけるよう、しっかり我々が情報交換をしながら、目標の達成に向け、取り組んでいきたいと考えております。

【石井部会長】 ありがとうございます。グッドプラクティスを積極的に宣伝していくというようなことですね。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

では、岩屋委員、お願いします。

【岩屋委員】 岩屋でございます。先ほど全般的なことでもよいということだったので、少し質問なんですけれども、大阪21世紀の新環境総合計画の部分で、府民の参加・行動というものがあって、これが一番ベースになると、先ほど池田さんからお話しいただいたところで、それを踏まえて質問があるんですけれども、この資料1-3で拝見いたしました。このIのところは府民の参加・行動となっておりますので、それを拝見していただきました。全般的に見ていきますと、全般的というか、この環境情報の発信ですとか、プラザ事業が終了したりということが大体把握できていきますが、詳細に中を見てみますと、さすがに府民の参加・行動がベースであると最初におっしゃっておられたとおりなので、例えば低炭素・省エネルギーのところでも、啓発イベントなどを開催されていたり。結構見たんなんですけれども、多岐にわたっていて、説明が漏れるかもしれませんけれども、例えばアドプト・フォレストの取り組みも府民の参加・行動に関係する部分ですとか、挙げていくと大変たくさんございます。例えばイタセンネットの話が、全てのいのちが共生する社会の構築のところ、天然記念物のイタセンパラを利用したというのがありますし、あと例えばフェニックス、大阪湾の広域処理の分なんですけど、それにしてもいろいろ府民活動の支援とかございまして、いろんなところにいろんな数字がばらけて出ているという状況

があります。

ここだけで見た限りですと、大阪府の府民の参加・行動の項目が少ないがために、ちょっと弱いような気がするんですけども、詳細に見ていくと、中に大変多く織り込まれておりますので、大阪府は府民協働をたくさんこうやって熱心になさっているわけですから、これをもう少しわかりやすいように数字を出してみたらどうかと思います。

そのときなんですけれども、以前の部会での指摘事項などを見ておきますと、お祭りの参加者のような感じだとかいうのもありますが、たとえいらっしやっただけにしても、そういう大阪府の取り組みを見てもらうことはいいことですので、例えば、お祭りのイベント的な参加の人数と、具体的なアドプト系の活動ですとかボランティアさんの活動の、私どもは「参画」と言いますので、可能でしたらそれを分けてカウントして評価される方が、府民の参加・行動と明示しておられるので、よりよい、目標値の立て方にしても実績の上げ方にしても説得力があるものになるのではないかと思います。

それに関して質問なんですけれども、大阪府で私、府民として活動している立場の者から言いますと、大阪府のいろんなところで府民協働で施策事業を実施されているのはよく知っているんですが、例えばここに上がってこないものもありますよね。全部の事業を評価・点検すると大変なので、おそらくいろんな部課局あたりで選択されて、このシートに出ってくるのですよね。

【事務局（池田主査）】 上げ方のルールを統一しているわけじゃないんですけれども、基本的には各分野を代表するような事業規模であったり取り組みの規模であったりということで、代表するようなものをピックアップしているところです。

【岩屋委員】 わかりました。それで府民の立場からいたしますと、投入された税金などに対する効果ということで、予算額、決算額が大きいものについてきちんと評価していくということは重々承知しておるんですけども、府民の参加・行動に関わる事業というのはほとんど人件費だけで、自費、苦勞してというか、非常に職員の皆さんの知恵とお力を絞ってなさっている事業で、おそらくちっちゃいものが多くて、ここに上がっていないものがあるように思います。私が知っているのでもないものがありましたので、そういう大阪府の目に見えないというか、実はもうちょっと発信しないとわからないような府民参画に係る行動もここに盛り込めたら、横断的なものとして、もちろん専門のところでは評価していくのは必要なので、そうなんですけれども、府民の参加・行動については横断的に、大阪府というのはこのように熱心に取り組んでいるんだという指標が出ると思いますので、

そういうシートのつくり方といいますか、数の出し方というのをなさったらどうかと思いました。

これは余計なことかもしれないんですけど、1つ気になったことがあって。2-3-2、生物多様性保全のための普及啓発推進支援というのが低くなっている、4が3になったという評価がございました。余計なこととは存じますが、進捗の評価が4が3になっていたということなんですけれども、環境教育を3校実践されて、検証によりプログラムの一部改訂を実施されたということであれば、私は十分に実績として、つくって配布するだけよりも、実際にやってみてPDCAを回して改善する方が重要でございますので、ここを見る限りでは、私はわざわざ3に下げることにはなかったんじゃないかと思っております。状況があれば説明していただいたらよいですし、これは評価をそんなに下げる必要はないんじゃないかと、これを見て思いました。

以上です。

【石井部会長】 優しいご意見がございましたが、あくまで目標があって、それを達成したかどうか、それ以上にできたら4ということなんですけど。

担当部局からお願いします。

【事務局（穂積総括主査）】 みどり推進室みどり企画課の穂積でございます。評価いただきましてありがとうございます。ご指摘のとおり、手前みそなんですけれども、実際に学校の方に出向いて、子供たちに直接このプログラムを体験していただき、教員の先生からも非常に好評をいただきまして、プログラムの中身としては非常に大きい成果を得たものと認識しております。ですが、やはりこの当初の指標に対してどうかというところで、まとめざるを得なかったというところがありました。前年度は冊子だけの予定だったんですけれども、すぐに使っていただける実践プログラムとかスライド版の教材まで、環境農林水産総合研究所とタイアップして作りまして、当初計画していなかったところまで盛り込んだ非常にいいものになりましたので、4点にさせていただいたのですが、今回ソフトの中身をなかなか客観的な数値で判断するのが難しいという中で、やむを得ず3点にしたというところがあります。実践したことをご評価いただきましたことは、今後の私どもの施策を進めるに当たっての目安になりますので、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

【石井部会長】 ご指摘としては、ここに上がっていないこともたくさんあるということと指摘されていまして、この辺についてもうまいこと上げる方法はないだろうかと考え

ていただいたらどうかなと思いました。

あと、「参加」と「参画」というのを分けることも大切なのかなというご指摘もあったと思います。今、即答されなくてもいいですけど、何か工夫があれば、お願いしたいと思います。何かございますか。

【事務局（池田主査）】 またいろいろご相談させてもらいまして、いいものにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【石井部会長】 それでは、ほか、いかがでしょう。

では島村委員、お願いします。

【島村委員】 先ほど貫上委員がおっしゃったことと関係するんですが、特に星が2つのものや、3が2に落ちたものが重要だろうというご指摘がありまして、そのような観点から拝見しますと、P D C Aを回すというイメージについて、ちょっと質問めいた話なんですけど、神戸大では部局も非常に多いので、理系から文系から多いので、環境マネジメント、P D C Aを回すのもやはり苦労しているんですけども。大阪府に比べたら小さな組織ですが、チェックの際に、なぜ指標が達成できなかったかということ部局に出していただいて。つまり達成できなかった理由ですね、なぜ2のままなのか、あるいはなぜ3が2に落ちたのかと。特に悪いところだけなんですけど、それを部局に返して、その理由を述べさせ、かつ改善計画を出していただいて、3カ月後とか半年後に回収して、環境マネジメントの方で、私が委員だったときにそういうふうにしたんですけども、そういうことをしております。

行政主体としても規模が大きいので、そういうことが柔軟にできるかどうかかわからないんですけど、今日ご説明があった中で、例えば一般廃棄物の場合には市町村によってばらつきがあるというご指摘。先ほどご説明がありまして、それでホームページ上で対応策としては市町村ごとのどれぐらい達成しているのかというのを出すと、比較して、うちも頑張らなくちゃという話になるというふうな。例えば、理由が市町村のばらつきだというんだったら、対応策が競争してもらおうということがあると思いますし、2-4-1-2の3が2に落ちたNO_x・PMの話ですけども、これはアスベストの方に人が割かれて大変だったということで、それは理由として、もしそういう理由なんだったら、この年はしょうがないかなという話になるかもしれません。P D C Aを回す際には、なぜその指標が悪かったのかということ、特に2とか1のものがあればということなんですけれども、そこができれば次のアクションに通じるのではないかと思います。

ちょっと感想めいた話ですが、1つ伺いたいのは、3-1でやはり2が2のままという、みどりの風を感じる大都市・大阪の推進で、先ほど4つやろうとしたけれども、1つだったと教えていただいたんですが、これは協力して下さるところがないとかいう話、ちゃんと理解できていなかったんですが、もしそうなんだとしたら、それはなぜ、4件をやろうとしていたけれども、1件だったのかということが示されると、そもそもそれに無理があったのかとか、もう少し魅力的なメニューじゃないと、街路ごとに協力できないんだとか、そういう話が浮き彫りになるというか。ご担当の方はもちろん把握されていると思うんですが、これをごらんになる議会の方とかはわかりにくいかなと思いました。

まとめますと、要するに星が2個だった、あるいは1個だったということの理由が示され、そうすると処方箋につながるのではないかという感想を持ちました。

以上です。

【石井部会長】 ありがとうございます。PDCAをどんなふうに戻していくかというご質問かなと思うんですけども、実際にどんなふうな対応をされているか、もしも事務局から説明できることがあったら、お願いいたします。

【事務局（池田主査）】 まず様式等、星2に下がった等の理由がこの表だけじゃわからなくて、補足等が含まれないと、ちょっとわからないというのは確かにあると思いますので、このあたりは随時、様式の変更とか工夫しながら、いろいろご相談させていただければと思っております。特にこの3-1のみどりの風を感じる大都市・大阪の推進のところにつきましては、いろいろ部局の方で原因の究明とかもやっているとは聞いております。事業は4カ所公募いたしまして、それで手を挙げていただいているところに対して植樹等の支援をするという事業なんですけど、27年と26年、引き続き1件しかできなかったということで、今年はさらに地図を広げながら、この辺は植樹できそうなのに、全然こういう事業があるということも気づいていないような企業さんなんかには、自ら営業をかけてというのを、府内各4カ所の総合事務所と連携してやっているとか、あと提携している企業さんにチラシをまいていただいたりというようなことで、営業活動をかなり強化してやるというようなことを聞いておりますけれども、確かにそういったところがこのシートに書いていないもので、府民の方に全然伝わっていないということもあると思いますので、そこは工夫してやっていきたいと思っております。

【石井部会長】 要は、やっているけれども見えにくいということなので、基本的にこの資料1-3は総務課さんがいろんな部局でやっているものを取りまとめているというこ

となので、書かれているのはそれぞれの担当部局と。当然、改善策はやられているということなんですが、それがちょっと見えないかなというところですね。あまりごてくさ書くと、またこれが厚くなるし、なかなか難しいところなんですけど、ぜひともこの辺はご検討をお願いしたいと思います。

時間が来ちゃったんですが、ほかはよろしいでしょうか。

私、先ほど岩屋委員が言われたこととも関わるんですけど、一番初めの1-1のところ少し気になっていて。さすが大阪府なので、ホームページを見ても、私が知りたい情報のところまでなかなか行き着かない、やっているはずなんだけど見つからないという。特に生物多様性分野なので、穂積さんがさっき説明されていましたが、やっているはずなんだけどなどって、キーワードを打ってもなかなか出てこなかったりとか、大阪府のホームページ、ちょっと奥が深いので。アピールという意味で、岩屋委員が言われたように、やっているけど見えないというのはちょっと残念なことなので、ホームページのところは引き続き工夫をお願いできたらなと私からもお願いしたいと思います。

委員の先生から特になければ、時間も参りましたので、次の議題に移りたいと思います。

重点的な点検・評価ということで、今回は低炭素・省エネルギー社会の構築、それからもう1つが健康で安心して暮らせる社会の構築、この2分野ということでございます。1分野ずつ事務局からご説明いただいて、質疑応答するという形にしたいと思います。

なお、低炭素分野における進行管理については、事務局からご相談があると伺っております。

では、事務局からお願いいたします。

【事務局(長浜主査)】 総務課の長浜でございます。座ってご説明させていただきます。

それでは、資料2並びに資料3-1及び資料3-2について説明いたします。

まず、重点的な点検・評価についてご説明させていただきます。

環境総合計画部会においては、平成23年11月の大阪府環境審議会答申を受け、毎年度サイクルの進行管理において全分野を対象とした点検・評価に加えて、計画の柱である低炭素、循環、生物多様性、健康、快適の5つの分野から、毎年1分野または2分野を重点的に点検・評価する分野として選定し、より詳細な点検・評価を行うこととしております。

今年度におきましては、先ほど石井部会長からお話がありましたとおり、低炭素、健康の2分野が対象となっているところです。

では、資料2を見ていただきたいんですけども、低炭素分野につきましては、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が、低炭素分野の全てをカバーしており、この進捗管理は、環境審議会の温暖化対策部会において専門的な視点から毎年行われております。

資料2でいきますと、中央部の太字の部分でございますけれども、このため、事務局といたしましては、本分野の重点的な点検・評価を温暖化対策部会に委ねることとしたいと考えております。なお、本部会で行っております毎年度サイクルの全分野の点検・評価については、従来どおり本部会で行うこととしたいと考えておまして、温暖化対策部会における点検・評価につきましては、事務局から本部会へ報告することにより、本部会における複数年サイクルの点検・評価に活用したいと考えております。

つきましては、今回、温暖化対策部会における進捗管理の状況を把握いただくため、温暖化対策部会の資料を、昨年度のものでございますけれども、参考資料6として添付させていただきますので、この点も含めてこの資料とあわせてご確認いただき、事務局提案も含め、本分野の目標と現状、これまでの主な取り組みなどについてご説明をお受けいただきたくお願い申し上げます。

では、資料3-1に移らせていただきます。

【事務局(橋本補佐)】 エネルギー政策課の橋本でございます。恐れ入りますけれども、座りまして説明をさせていただきます。

それでは、低炭素・省エネルギー社会の構築に向けた取り組みにつきまして説明をさせていただきます。

低炭素・省エネルギー社会の構築に向けましては、平成26年11月の環境審議会答申を踏まえまして、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をその具体的な行動計画と位置づけて取り組みを推進しております。その進捗状況、府域の温室効果ガス排出量等の状況や取り組みの状況につきましては、毎年、環境審議会の温暖化対策部会に説明を行い、専門的視点から点検・評価をいただいております。また、環境審議会の本審におきましても、部会での審議結果を報告しているところでございます。

本日は温暖化対策部会におけます点検・評価の状況について説明をさせていただきます。

資料でございますけれども、本日、資料3-1、それから参考資料6となつてございます。

資料3-1でございますけれども、こちらは昨年度に温暖化対策部会で審議を行いました結果の概要、それから参考資料6でございますけれども、こちらの方は温暖化対策部会

におきましてご審議をいただきました際の資料及び議事概要となっております。

大阪府地球温暖化対策実行計画につきましては、2015年3月に、2015年度から2020年度を計画期間とします現計画を策定いたしました。昨年度の温暖化対策部会では、2014年度を対象にして進捗状況の点検・評価を行いましたため、2014年度を目標年度とした前の計画の進捗状況と現計画の進行管理についての審議を行っていただきました。

資料3-1をごらんください。資料の左半分で、前の計画の進捗状況を説明させていただきます。

まず、温室効果ガスの排出量についてでございます。温室効果ガス排出量につきましては各種統計データをもとに算定を行っておりますため、最新のデータとして、昨年度の温暖化対策部会におきましては2013年度の温室効果ガスの排出量についてご審議をいただいております。

前の計画では、①に書いてございますように、2014年度までに温室効果ガス排出量を基準年度、こちらは1990年度に設定してございますけれども、1990年度比で15%削減を削減目標としております。なお、このとき電気の排出係数、これは使用電力量当たりの二酸化炭素排出量をあらゆる係数で、発電時の電源構成により変動するものでございますが、この電気の排出係数が資料のグラフにおいて折れ線で示してございますように、震災後、火力発電の割合が増加したことによりまして大変大きく変動しておりますことから、※2に書いておりますように、排出係数の変動の影響を除くため、2008年度の値で排出係数を固定いたしまして、エネルギーを使う側でどれぐらいの改善がなされたかを評価することといたしております。

2013年度の温室効果ガス排出量は、②の進捗状況に記載しておりますように、二酸化炭素換算で4,893万トンとなり、基準年度の90年度比では17.9%削減。計画の目標が15%削減といたしておりますので、それを上回る削減ということになっております。

その内訳を見ますと、資料の四角で囲っているところでございますけれども、産業部門が1990年度の2,593万トンから2013年度には1,769万トンと、90年度比で31.8%減と大幅な削減になりましたのに対しまして、家庭・業務の民生部門につきましては、90年度の1,648万トンから2013年度は1,962万トンと、逆に19%増えるということになっておりました。

なお、恐れ入りますけれども、参考資料6をごらんいただきたいと思います。ちょっと分厚目のホチキスどめの資料ですけれども、参考資料6を2枚ほどめくっていただきまして、3枚目に表1がございます。こちらをごらんいただければと思います。

こちらの表の真ん中あたりに民生（家庭）部門、それから民生（業務）部門がございます。いずれも固定、変動ということで2段書きになってございますが、このうちの固定が、電気の排出係数を2008年度の値で固定して排出量算定を行った場合の数値ということになりますけれども、この固定の行の数値をごらんいただければと思います。

このように家庭・業務の民生部門、先ほど90年度と比べまして19%増加と申し上げましたが、ずっと今日まで増加が続いておるということではなくて、2010年度ぐらいからはわずかに減少の傾向となっている状況でございます。

恐れ入ります、資料3-1にお戻りいただきまして、中央に掲げておりますグラフをごらんいただければと存じます。

ここで温室効果ガス排出量を棒グラフで示しておりますけれども、電気の排出係数を固定した場合の排出量と各年度の排出係数を用いた実排出量の両方を記載してございます。

実排出量で見た場合は、2013年度の排出量は、基準年度でございます90年度比で1.7%減少という状況になってございます。

続きまして、(2)計画における施策の取組状況について説明をさせていただきます。

前の計画では各部門の取り組みに目標値を定めまして、進行管理を行っております。その2014年度の取組状況を抜粋したものを表に記載しております。ここではそれぞれの取組状況につきましての評価結果を、目標値を達成できたものを○、達成できなかったものを×、また現時点で達成可能かどうか判断できないものを△で示しております。

これにつきましても、恐れ入ります、参考資料6をもう一度ごらんいただければと存じます。参考資料6の中で数枚めくっていただきまして、資料1-2が中にごございます。参考資料6の中にまた資料が合わせてとじられておりまして、ページ番号としましては、最初に通しの番号を打ってあって、またリセットして1ページとなっている、右肩に資料1-2となっているところがございますけれども、こちらの資料1-2の4ページから16ページにかけて表2、表3ということで挙げておりますように、温暖化対策部会におきましては、地球温暖化対策実行計画で掲げております各種対策の一つ一つにつきまして進捗状況を点検し、目標値を定めたものについては達成状況の評価を行っております。

先ほどの資料3-1におきましては、評価結果について○、×、△という結果だけを記

載しておりましたけれども、部会ではこの資料のように、各取り組みにつきまして、実際にその評価についての理由、課題の整理をそれぞれについて行っているところがございます。

それから、資料3-1に戻しまして、右半分の現在の計画の進行管理につきまして説明をさせていただきます。

大阪府の地球温暖化対策実行計画の現在の計画ですけれども、計画期間が2015年度からになっており、2015年度の取り組みの点検につきましては、今年度に温暖化対策部会の方で行うことになっております。このため、昨年度の温暖化対策部会におきましては、計画の進行管理の進め方についてのご審議をいただいております。

現在の計画でございますけれども、削減目標が、2020年度までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減することを目的としております。※印のところに記載しておりますように、現計画では、電気の排出係数は2012年度の値を用いて目標設定、進行管理を行っていくことといたしております。

こちらの目標でございますけれども、温暖化対策部会での検討内容との整合を図ることとの環境総合計画部会の意見具申をいただきまして、大阪21世紀の新環境総合計画の低炭素・省エネルギー社会の構築に係る2020年目標をこの目標へと、平成27年6月に改定いたしましたところがございます。

②の対策指標でございますけれども、前の計画では、先ほどご説明いたしましたように、それぞれの取り組みにつきまして目標値を設定しておりましたが、現在の計画では、ここに挙げましたような対策指標をそれぞれの部門ごとに設定いたしまして、進行管理を行っていくこととしております。

これは前の計画では、各取り組みにより、どれだけ温室効果ガスを削減できたかというのが把握できないものがあるというご指摘もございましたために、環境審議会からの答申を踏まえまして、家庭、産業と部門ごとに可能な限り対策の取組状況が反映されて、二酸化炭素の排出削減にどれぐらい寄与するのかということがわかるような指標として設定されたというものになってございます。

一例を挙げますと、家庭部門でございますと、1人当たりのエネルギー消費量、2012年度の14ギガジュールから12ギガジュールに削減、産業部門であれば、府の温暖化防止条例の対象事業者の温室効果ガス排出量の削減量は2012年度比で5%減といたしております。

資料の方、何度も行ったり来たりして恐縮でございますけれども、また参考資料6をお願いいたします。

参考資料6の資料1-3、先ほどの表の次のところになります。通しのページ番号を振ってありませんで、ちょっと見づらくて申しわけございませんけれども、こちらの資料1-3の最初のページに、部門ごとで設定しております対策指標、それからその次のページから6ページにわたりまして、前の計画から引き続きのもの、それから新計画から新たに追加するものも合わせまして、温暖化対策部会として取り組みの進捗状況の把握を行っていくものというのをまとめております。

最後に、適応策についてです。現在の計画では、温室効果ガスの排出を削減する緩和策とともに、気候変動の影響を軽減するための適応策の検討を行うことにしております。

府では、昨年度に環境農林水産分野の影響と適応策の検討を行いまして、温暖化対策部会のご意見を聞いております。今年度は自然災害や健康など、他の分野の検討を行うこととしております。

温暖化対策実行計画につきましては、前の計画から現在の計画へと、ちょうど計画が移行する時期ということで、非常にややこしい説明になってしまって恐縮でございますけれども、今後、10月に開催を予定しております温暖化対策部会におきまして、前の計画の最終年度となります2014年度の温室効果ガス排出量の状況、それから現在の計画の初年度となります2015年度における取り組みの実施状況について、点検・評価をいただき、11月の環境審議会本審に報告することとしております。

以上、簡単でございますけれども、低炭素・省エネルギー社会の構築の分野に係ります温暖化対策部会の点検・評価についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【石井部会長】 ご説明どうもありがとうございました。

温暖化対策部会からのご報告を中心にやっていただきました。

ここでお諮りしたいのですけれども、先ほど事務局からありましたように、この点検・評価について、この部分、本分野の重点的な点検・評価については、温暖化対策部会で念入りにやっていただいているということがありまして、そこに委ねたらどうかということでございます。それで、今ありましたように、事務局から本部会に対して温暖化対策部会の内容をご報告いただいて、複数年サイクルの点検・評価に活用したいということです。

また、本部会で行っております毎年度サイクルの全分野での点検・評価については、従

来どおり本部会で行うということをございまして、基本的には本部会では低炭素・省エネルギー社会の構築の重点評価をここでは行わないということなんですけれども、この辺も含めてご意見をいただければと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。もちろん、今ご説明いただいた内容についてわかりにくい点等あったら、ご質問いただいてもいいんですけれども、特にこの場では今の事務局提案、重点的な評価についてはこの部会では特に行わないということをございます。いかがでしょうか。

特にご意見ないですかね。温暖化対策部会で熱心にやっていますので、毎年度サイクルの中では今後も続けてやっていきますけれども、温暖化対策部会の方にお願いするということをご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【石井部会長】 どうもありがとうございます。その上で何かご説明に対してご質問とかございましたら、お願いします。

ここは資料3-1の左側のグラフにありましたように、係数がややこしくて、変動していく中で、1990年の基準年に対してどうかというのを評価していかなきゃいけないということでご苦労されているわけですけど、ここにありますように、民生部門は少し増えていると、産業部門では削減しているということで、全体的には下回ってきているというご説明でございました。

では、これをもって終了ということによろしいですか。何かございますか。

では岩屋委員、お願いします。

【岩屋委員】 1つだけ、大変気になった点があって、前計画の進捗状況で、民生部門で環境家計簿の取組世帯数の目標値が3万で、現状が7,245世帯で、評価が×というのがあるんですけれども、これはこの年だけではなくて、わりとずっと続いている傾向ではないかなと実は想像していて、私の分野から申し上げると、環境家計簿は以前から町会などの女性会単位で実施していたものでして、担い手が大変高齢化してしまっていて、女性会自体が解散したりとか、多分、地域の状況があって、こういう数字になっているんだろうなと思ってしまっていて。こういう府民協働型の活動をしている私どもからしても、環境家計簿の担い手を少し変えようとされているのか、もしくは環境家計簿の取り組み自体を見直そうとされているのか、そこだけ聞けたら。取り組み自体はとてもすばらしいことなので、伺えたらいいかなと思います。

【事務局（橋本補佐）】 ご意見ありがとうございます。こちらの評価についてなんですけれども、もちろん環境家計簿という取り組みにつきましても、非常に大事な取り組みであると思っております。全体の取り組みについての枠組みといたしましては、実行計画における構成、体系でいきますと、家庭部門での取り組みを促進するというところに当たります。見える化を促進していく取り組みとしております。そのうちの1つとして環境家計簿を、冊子といいますかパンフレットといいますか、そういうものを使って、実際にご家庭で確認をいただいて、どのぐらい電気、エネルギーを使っているとか、そういうことを自分で気づいていただきましょうというものなんですけれども、ただ、いろいろと団体さんにもご協力いただいて進めているところですが、実際に見える化ということでは、最近かなりネットの普及もしてございまして、紙ベースだけでなく、ネットからソフトを入手して調べるということでもありますとか、そういうサービスを提供しておられるエネルギー事業者さんもございますので、取り組み自体としては実際はもっと広くやられておられるだろうと。紙ベースでの取り組みというところをとりますと、若干こちらの評価に挙げておりますように、ちょっと目標の達成には届いていないということであったと思います。

これは前の計画における取組指標ということで挙げているものでございまして、1つの事業だけではなかなか全体をつかめないというところもございますので、新しい計画におきましては、もう少し広く捉えまして、いろんな対策の取り組みを、進捗状況も把握しながら、結果的にフォローしていく指標としては、家庭における1人当たりのエネルギー消費量という指標がどのように推移しているのかということをもって、よりトータルで二酸化炭素排出量とつながるような指標で進行管理をしていこうと改めているところでございます。内容につきましては、引き続きフォローしていくということでございます。

【岩屋委員】 済みません、不勉強で申しわけないんですが、環境家計簿は大阪府さんが直接されているのではなくて、市町村さんがされている取り組みを大阪府の方で報告されているんですか。それだけ確認しておこうと思って。

【事務局（芝池補佐）】 エネルギー政策課の芝池と申します。環境家計簿につきましては大阪府で作りまして、市町村に配りまして、市町村さんの方から各自治会さんだとかというところでやっていただいているのをご報告いただいております。

【岩屋委員】 ありがとうございます。おそらくそうだと思います。

【石井部会長】 では、少し時間も押してまいりましたので、次に移ってよろしいでし

ようか。

では、健康で安心して暮らせる社会の構築ということで、この部分について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（岡野参事）】 環境保全課の岡野と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、健康で安心して暮らせる社会の構築の分野についてご説明をさせていただきます。座らせていただいておりますのでご説明させていただきます。

この分野につきましても、資料1-3において、個別の施策事業に係る取り組みは11ページから18ページあたりまでですけれども、記載させていただいておりますけれども、ここでは特に新環境総合計画に掲げております目標に関連する施策事業、すなわち大気環境の改善、それから水環境のさらなる改善、さらに環境リスクの高い化学物質の排出量を削減する、こういう目標に関連する取り組みについて、それぞれご報告したいと考えてございます。

まず、大気環境の改善についてでございます。資料3-2の1枚目を見ていただきたいと思います。

新環境総合計画では、この分野の目標としましては、二酸化窒素、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5、それから光化学オキシダントと3つの大気汚染物質について、その濃度を改善することを目標としておりますけれども、ここでは近年、社会問題となりましたPM2.5について特に取り上げてご報告をしたいと考えてございます。

PM2.5に係る具体的な目標でございますけれども、資料の一番上に記載しているとおりでございます。PM2.5の環境保全目標を達成するというところで、環境保全目標を※印で書かせていただいておりますが、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることということで、下のグラフでも出てくるんですけれども、前段の1年平均値のところは長期基準、それから後段の1日平均値の部分が短期基準となります。

こういう目標に向かって取り組みを進めていくということでございますけれども、現状について、資料の上段の部分で記載させていただいております。

2009年度に環境基準が設定されまして、大阪府では2011年度からモニタリングを開始しております。昨年度は55局の大気汚染の測定局で測定を実施いたしまして、住宅地域等に設置しております一般局では、38局中15局で、道路沿道に設置しております自動車排ガス局では17局中4局で目標を達成いたしました。

また、資料1-1の大阪府全体の環境の状況のご報告にもありましたけれども、一番右側のグラフでございますが、年平均濃度につきましては、緩やかな改善傾向を示してございます。

資料の左側のグラフでございますけれども、こちらにつきましては2013年度から15年度まで3年間連続で測定を行っている同じ局のデータのみで比較をしますと、気象の要因等によりまして、短期基準を超過する局は依然としてありますけれども、長期基準を達成する測定局が増加してきておるといのが見て取れるかと思えます。グラフの白の部分とドットのハッチングのかかった部分を足した局数が増加してきているということでございます。

続きまして、対策等の内容でございます。資料の下半分に3つに分けて記載させていただきました。

1つ目は、左下のモニタリング体制の整備・実施でございます。先ほども申し上げましたけれども、2011年度から測定器の設置を進め、モニタリング体制を整備し、2015年度に新たに1測定局で測定を開始したことにより、国の基準数がございますけれども、これを満足することとなっております。これらの測定局のデータを収集いたしまして、ホームページでリアルタイムで府民の皆様方に公表してございます。

さらに下の点線の囲みの中に記載させていただいておりますけれども、測定の結果、PM2.5の濃度が高濃度になると予測される場合に、国が示しております指針に従いまして注意喚起を行う、こういう体制をとってございます。実際に注意喚起を行いましたのは、2014年2月26日、これ一度のみということでございます。

また、大阪府独自の取り組みといたしまして、気象台が黄砂に関する気象情報を発表した場合には、PM2.5の濃度も高くなる可能性があるということで、黄砂とPM2.5のお知らせを大阪府独自に発信する体制をとってございます。実績につきましては、2014年5月30日、31日と、今年でございますけれども2016年4月24日にございました。

府といたしましては、注意喚起をはじめとしたPM2.5の情報が府民の皆さんに幅広く届くよう、防災情報メールの登録促進等に取り組んでいるところでございます。今後とも、着実に常時監視を行いまして、そのデータを用いて的確に、高濃度となる可能性がある場合の注意喚起等を発出していききたい、それについて府民の皆さんに確実に届くようにしてまいりたいと考えてございます。

次に、資料右サイドの中央ですが、発生機構の把握、効果的な対策の検討でございます。

モニタリングの欄にも記載してございますが、府内の13カ所で年4回、試料を採取いたしまして、PM2.5の成分の組成を調べる成分分析を実施してございます。このデータをもとにしまして、府立環境農林水産総合研究所とも連携し、どのような発生源に由来するものがどの程度の割合で含まれているのかなどについて分析をして、地域内の発生源の寄与割合であるとか、そういう発生源の把握等を実施しているところでございます。また、依然として健康影響やこのPM2.5の生成メカニズムについては未解明なところが多いということで、国への要望も実施してございます。今後とも効果的な対策の検討に資するよう、発生源からの寄与割合の解析等を進めていきたいと考えてございます。

最後でございますけれども、資料の右下、発生源対策の実施についてでございます。発生機構が未解明であり、発生源対策は未確立であるということでございますが、固定発生源あるいは移動発生源に対し、PM2.5の排出削減にもつながります粒子状物質全体の削減対策を実施してきております。今後とも当面はこうした取り組みを着実に進めてまいりたいと考えてございます。

PM2.5の対策については以上でございます。

【事務局（山本補佐）】 引き続きまして、資料3の2枚目でございます。河川BODのさらなる削減についてご説明させていただきます。

資料の上の方にこの項目についての目標を記載してございまして、「人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する」ということで、具体的な目標としまして、BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L以下を満たす河川の割合を8割にすることを目標としてございます。

この3mg/L以下ですけれども、B類型としてございます。この類型でございましてけれども、BODなど生活環境項目の環境基準におきましては、水域によって異なる値を基準として、達成目標として当てはめております。

今回、この目標、今回はB類型ということですが、府域の河川におきましては、A・B・C・D・EというAからEまでの類型がございまして、このB類型につきましては、Aの次の2番目のランクということで、この考え方でございましてけれども、これは資料に書いてございませんが、水道3級、すなわち水道水源としての質としましては、前処理等を伴う高度の浄水操作によって水道水源として使えると。また、水産ということで、いわゆる漁業生物ですけれども、水産2級ということで、アユなど貧栄養水生水域の水産生物の生

息に適する水域というのがB類型でございまして、BODの値としては3mg/L以下ということでございます。

現状でございますが、折れ線グラフと棒グラフで示しております。大阪府域内の河川におきましては、各河川管理者が協力して水質の測定を行っております、府内の河川におきましては81地点でやっておりますけれども、まずはこの折れ線グラフは、この環境基準の達成率が96.3%であったというのが2015年の状況でございます。

もう1つ、今回のB類型であります3mg/L以下であった水域の割合が81.5%であったということで、これについてはこの総合計画の目標を達成したという現状でございます。

この目標に関連する大阪府の事業の内容と取組状況を、その下に記載してございます。左半分が工場、事業場の規制ということで、法律や条例に基づいて規制指導をやっているというものでございます。

まず、規制指導の概要ということで、施設の設置に当たりまして、こういう法律、条例に基づいて対象となる施設の届け出をさせたりとか、あるいは一部許可が必要なものがございまして、そういう届け出許可に際して審査を行っております。また、施設が設置されて稼働されましたら、排水の規制ということで、濃度規制と総量規制がございまして。

濃度規制につきましては、工場、事業場から公共用水域に排出される水の量が1日平均30立方メートル以上の事業場に対しまして、BODなど生活環境項目においては排出基準がかかってまいります。また、総量規制につきましては、平均排水量50立方メートル以上のものに対しましては、濃度だけでなく、濃度掛ける排水量で出てまいります汚濁負荷量の基準が設定されまして、この総量を守るような規制指導をやっております。

なお、府域の規制指導におきましては、これは法律、条例とも、府だけでやっておりません、法律によって指定された政令市が規制をやったりですとか、あるいは大阪版権限移譲によりまして、大阪府から権限を移行されている市町村、これらと協力してやっているとございます。

点線囲いの部分でございますけれども、昨年度の実績ということで、府の実績を書いておりますけれども、排水基準が適用される事業場に対して、採水も含む立入検査を延べ805回実施しております、そのうち試料の排水を採取して分析したものが321件と。その採水分析の結果に基づいて、排水基準を上回ったということなどの状況を確認した場合は、改善指導を行いまして、基準の遵守徹底を図っております。

続きまして、もう1つ、右の方の生活排水の関連でございますけれども、黒い丸で書いてある3つが、事業としてこの点検・評価シートの中に挙げられている事業ですけれども、生活排水対策事業、流域下水道事業、浄化槽整備事業でございます。

まず、一番上の生活排水対策事業ですが、これは私ども環境農林水産部でやっている取り組みでございますが、これについては、まずこういう生活排水処理施設、下水道にしる合併処理浄化槽にしる、進めていく主体は市町村でございまして、この市町村に対しまして、今後の将来の生活排水対策、処理施設の整備が進むように、生活排水処理計画のヒアリングを行ったりですとか、生活排水処理計画の見直しの際に技術的な支援、すなわち今後、未整備の区域におきましては、例えば集合処理である下水道を選択するのか、あるいは個別処理であります浄化槽を選択するのかというのがあるんですけれども、そういうものを地域の特性に応じて、経済的、合理的な処理手法を選択するコスト計算モデルを十数年前からつくってございまして、それに基づく技術的な助言などを行っております。

もう1つは、普及啓発の取り組みでございまして、大阪府では2月を生活排水対策推進月間にしてございまして、その月間を中心にイベントなどの街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図っております。

こういう取り組みを通じまして、中ほどの表ですけれども、生活排水の適正処理率、これは実際に生活排水、すなわち、し尿、それから生活雑排水も含めて処理されている人口の割合として出すものでございますけれども、現状2014年度の数字しか出ておりませんが、95.0%ということで、2011年度の93.7%から1.3%上昇しているということです。中ほどの表に公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、処理形態別の人口割合を示しております。

折れ線グラフにつきましては、生活排水の適正処理率のこの間の変化のグラフでございます。また、次の黒丸の流域下水道事業でございますけれども、大阪府におきましては、流域下水道ということで、複数の市町村にまたがる流域幹線、下水道の幹線を整備して、それを処理する終末処理場を整備するという流域下水道整備事業をやっております。また、ポンプ場、水みらいセンターの整備を促進しております。また、水みらいセンターにおいては、窒素、リンを除去する高度な水処理施設の整備を推進している取り組みなどを行っております。

また、浄化槽整備事業、合併処理浄化槽におきましては、支援の方策として、個人設置型の合併処理浄化槽と市町村の設置型の合併処理浄化槽がございまして、その両方におき

まして国の支援がございます。大阪府においては、府独自の支援も含めて、浄化槽整備の促進を図っているところでございます。

そういう取り組みを含めまして、今後の取り組みということで、資料の左下の部分でございすけれども、事業場排水の規制指導を市町村と連携し、着実に進めてまいります。

また、下水道の整備・接続の促進や、まだ下水道が整備されない地域での合併処理浄化槽などの普及促進など、汚濁負荷削減の府民啓発などの生活排水対策を推進することとしてございます。

以上でございます。

【事務局(西村補佐)】 環境保全課の西村と申します。座って説明させていただきます。

化学物質のリスク管理の促進でございますけれども、まず目標としましては、環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減するという目標でございます。

対しまして、下の四角に行きますけれども、現状としまして、P R T R法に基づく化学物質の排出量は減少しています。具体的な数値につきましては、2010年度の1万7,217トンから、2014年度は1万5,017トンになっております。

下に経年変化のグラフがございますけれども、まずここで排出量というのは、各事業所とか家庭とかから大気、それから公共水域、その2つに対する排出量のことでございます。

2つありまして、下の方は届出排出量、これは一定規模以上の24業種に対しまして義務づけられているものでございまして、実際我々が一つ一つチェックして、国に提出しているものでございます。

上の届出外排出量といいますのは、国が別途、毎年推定して集計しているものですが、1つ目は届け出対象の業種の小さな事業所、2つ目は非対象の業種から出るもの、3つ目は家庭から出るもの、4つ目は自動車ですね、移動体から出るもの。この4つを毎年、国が推定して集計しております。

右に行きますけれども、事業所における排出削減対策でございまして、まず目標を決めまして、排出量が多いところを重点的に立ち入ったり。特に排出量が多いトルエンや特定第1種指定化学物質のベンゼンなど発がん性物質の排出の抑制を指導している。

あと、有害性が低い代替物質への転換を指導している。また、削減の事例についての取りまとめとしまして、他の事業者、同業者の方が検討・実施する際の参考にしてもらっているとか、事業者向けのセミナーを毎年開催してございまして、実際に対策事例について説明してもらいまして、ほかの事業者の方の検討・実施の参考にしてもらっている。

また、この法律は届け出要件が、年間取扱量1トン以上の場合、届け出が必要ということなのですが、取扱量の届け出は要らないということでございまして、それを府条例で取扱量も届け出させまして、排出率という言葉が正解かどうかわかりませんが、そういったものを前の年度と比較するなどした細かな指導を行っております。

右に行きまして、削減事例の具体例を3つほど挙げられていますが、グラビア印刷に使用しているトルエンを、トルエンを含まないノントルエンインキに切りかえたということで、平成24年の使用量は95トンだったけれども、26年度は25トンとなって、約74%削減できた。

2つ目としまして、金属製品の洗浄剤をトリクロロエチレンから炭化水素系のものに代替しまして、26年2月には切りかえが完了したと。24年では使用量9.2トンだったが、26年は1トン未満になった。

3つ目、印刷物の表面コート塗布に用いるコーティング剤の溶剤を、トルエンから水性溶剤に切りかえたということで、今は7割が水性になっているので、23年度は16トンだった大気への排出量が平成26年度は10トンと、約37.5%削減できたという事例でございまして。

左下の方に行きまして、順番が逆になってしまったかもしれませんが、環境リスクの大きさというのは、そこに書いていますように、有害性の程度と暴露量の積と定義をしております。PRT法の対象物質は今462物質ございまして、非常に多いということでございまして、一個一個排出基準を定めて規制していくといった従来の手法はちょっととりにくいということで、事業者が排出量等を把握して、それを行政が公表するというので、事業者自らが排出量を削減していく、あるいは有害性の低い物質に転換していくという手法をとられております。

その右ですけれども、これはまず法律、今言いましたように、排出量等に関する情報を事業者、行政、国民で共有することにより、自主的取り組みを促進する。事業者は前年度の化学物質の排出量と移動量、この移動量といいますのは、安全に処理されているという前提ですけれども、下水、それから廃棄物といったものを把握しまして、府を経由して国に届ける。国はデータを集計しまして、2月ごろに公表しております。

先ほど言いましたけれども、府条例は取扱量の届け出を義務化することによって、この制度を補完して実効性を向上、そのほかに、従業員50人以上の事業所に対しましては、2つの届け出、化学物質管理計画書、これは管理体制とか緊急事態の対処法を届け出して

いただいております。あと、化学物質管理目標決定及び達成状況の届け出、大体5年スパンで優先して取り組む物質を決めていただきまして、その物質の管理の改善方法や排出の削減方法なんかを毎年届けてもらって、毎年フォロー、どうなったかということも出していただいております。府は全部のデータをまとめまして、3月中旬ごろに公表しております。

最後、下の右側ですけれども、今後の取り組み。引き続き、排出量の多いところ、大体上位100者で府域全体の届出排出量の75%を占めていますので、こういったところを重点的に指導していきたいと考えております。

あと、権利移譲に対するサポートということで、現在のところ24市町村に権限移譲しておりますので、法や条例に基づく適切な指導、助言ができるよう、技術研修とか共同立ち入りとか運用指導などを行っております。

参考として最後に書いていますリスクコミュニケーションでございますが、排出削減やリスクの重要性につきまして、事業者、府民の理解を深めるため、セミナーを開催したり、工場見学会とか化学物質に対する対話の場を設けることについて、事業所に対する働きかけを引き続き行っていきます。

以上でございます。

【石井部会長】 ありがとうございます。ちょっと進行の要領が悪くて、終了時間の12時を過ぎてしまいました。少し延長しますが、お許しいただければと思います。よろしいでしょうか。

3つの分野についてご説明いただきました。自己点検・評価あるいは課題、そして今後の方向性について、お気づきの点があったら、ご意見いただければと思います。いかがでしょう。

ご専門の貫上委員、何かございますか。

【貫上委員】 事前に資料を拝見できなかったのですが、細かなところはよくわからないんですが、今アウトラインのところをお話しいただいたんですが、PDCAを回すときには、各取組指標というのがそれぞれ設けられて、その数字での管理、チェックをされているという理解でよろしいでしょうか。例えば、今のリスクのPRTTRの話であれば、削減量なんかを決められて、それに対しての進捗管理という理解でよろしいのでしょうか。

【事務局(西村補佐)】 毎年の、例えば何%削減するとかいうものは決めておりません。その理由といたしまして、ここにもありますように、環境リスクとは有害性の程度掛ける

暴露量というように定義しておりますので、その中で有害性の位置づけが非常に難しくて。この制度は、人への健康被害と生態への影響があるもの、あとオゾン層破壊物質、この3つを中心に物質を決めているんですけれども、どこに重みをつければいいのかが非常に難しい面がございます、同じ急性毒性だけを比較するんでありますたら、物質ごとにできるんですけれども、急性毒性と慢性毒性と発がん性というのもカテゴリーが違いますので、そのあたりのこともございまして、当初から削減するという、とにかく全体として減らすという目標を立てて、それを見ていく状態でございます。

【貫上委員】 なるほど。そうしますと、この資料1-3、拝見しているところですが、該当するこの表でいきますと、特にこれは、例えば17ページの2-4-3-1のところあたりが、1つの例として単に取り上げているだけなんですけど、こうなりますと、参考というところで取組指標が書かれていますけど、この指標、参考というのはこれをベースで評価をしているわけじゃなくて、それぞれここは星3つになっているということなんですけれども、これは削減できたらよいということに。どういう形の評価で3になっているのか、ちょっと今、済みません、事前にチェックできなかったのを見れていないんですが、どうということから星3つになったんでしょうかね。

【事務局（西村補佐）】 まず排出量が減っているということと、あと届け出ですので、届け出漏れがあったらいけないということがございまして、届け出がちゃんと全部出ているかどうかとも含めて、星3つとさせていただきます。

【貫上委員】 わかりました。

【石井部会長】 ほか、いかがでしょうか。

急に無理かもわからないので、1番目の議題も含めて、後ほどまた委員の方でお気づきの点があったら、事務局までお寄せいただくということでどうでしょうか。完全に読み切るのは難しいかもしれません。

岩屋委員、島村委員、よろしいでしょうか。そんな形にさせていただければと思います。

時間が過ぎてしまって、申しわけございません。

先ほど言いましたように、今日の議事内容、全てですけど、短時間でしたので、終了後にお気づきの点があったら、1週間後の9月12日まで事務局までメール等でご連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。

ご意見、さまざまいただきました。審議事項1を含めてですけれども、委員の皆さんのご意見、ご指摘については、それらに対する府の回答とともに、別途、点検・評価結果と

して取りまとめていただきますようお願いしたいと思います。その結果につきましては、11月に環境審議会本審がございますので、ご報告するという事になってございます。

特に委員の先生からないようでしたら、最後はその他なんですが、何かございますでしょうか。事務局の方、よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと要領が悪くて時間が過ぎましたが、本日の審議を終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（湯佐課長補佐）】 長時間にわたりましてご熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。

また、ワイヤレスマイクの不調等により、ちょっとお聞き苦しい点がございましたことをお詫び申し上げます。

それでは、これをもちまして28年度第1回の大阪府環境審議会環境総合計画部会を終了させていただきます。

なお、お手元の出席確認票につきましても、後ほど事務局が回収に上がりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（午後0時08分 閉会）

—— 了 ——